

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和4年9月22日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者	戸田市議会議員	山崎雅俊
賛成者	〃	むとう葉子
〃	〃	竹内正明
〃	〃	浅生和英
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	三浦芳一
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	榎本守明
〃	〃	熊木照明

議員提出議案第 3 号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年 4 月 26 日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度な偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

1. 現時点では取組事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取組やすい参考事例を国として積極的に発信すること。
2. テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
3. 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながら OJT 等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
4. テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
5. 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

埼玉県戸田市議会

財務大臣、経済産業大臣、デジタル大臣、男女共同参画担当大臣、
デジタル田園都市国家構想担当大臣 様

林冬彦議員に関する辞職勧告決議

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和4年9月22日

戸田市議会議長 斎藤直子様

提出者	戸田市議会議員	本田 哲
賛成者	〃	むとう 葉子
〃	〃	花井 伸子

議員提出議案第4号

林冬彦議員に関する辞職勧告決議

平成30年3月の戸田市長選挙において、市民を中傷する情報をブログに載せたとして、名誉毀損の罪に問われた林冬彦議員(当時被告)に対する判決が、令和4年7月19日に下された。新聞報道によれば、裁判長は「市議の立場でありながら、交流サイト(SNS)の影響力の大きさや危うさに無自覚なまま、言論の自由が保障される意味を履き違えた。公判でも正当性を主張するばかりで、反省の態度が見受けられない。」と述べ、求刑どおりの罰金30万円の判決を言い渡した。そして、林冬彦議員が控訴しなかったことから刑事事件の有罪判決が確定した。今回の判決確定と、これまでの林冬彦議員の行動、発言を含め、市議会として以下の理由をもって、林冬彦議員に対し辞職を求めるものである。

林冬彦議員は、民主主義の根幹である選挙において、その情報が正しいものなのかも確認せず、戸田市長選挙で自身が支援する候補者とは別の候補者の家族に対し、事実無根の情報をブログに書き込み配信した。この行為を裁判長は、「知人などからの又聞きにしか根拠はなく、憶測の域を出ない。」と指摘している。議員として選挙における公平性を一番に遵守しなくてはならない立場にあるにも関わらず、不確かな情報を自身のブログに書き込み、有権者に対し不正確な情報を流布したことは、選挙における公平性を著しく損なわせた行為であると言わざるを得ない。

また林冬彦議員は、令和4年8月19日に開かれた議会運営委員会で「判決が確定した後、なぜ速やかに議会事務局や議長なりに説明がなかったのか。なぜ、この1か月間、説明に努め責任を明らかにしてこなかったのか。」との質疑に対し、「このようなことが起きたときに、速やかに議会事務局に報告するというような定めになっていれば当然そのようにしたかと思われます。」と、現状において本市議会で定めがないような発言をした。しかし、戸田市議会議員信条では「政治倫理に対する疑念を持たれた場合、自ら真摯な態度をもってその解明に努め、責任を明らかにする。」と定めている。自身の身勝手な思い込みで、本市議会の総意で定めた戸田市議会議員信条を遵守せず、自ら率先して報告や説明等を行うという責任を怠ったことには、議員の行動として決して容認することはできない。

内閣府の人権擁護に関する世論調査(平成29年調査)では、インターネットによる人権侵害に関し、「現在、どのような問題が起きていると考えますか。」との回答の第一位は「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること。(62.9%)」である。現在、インターネット上における誹謗中傷の書き込みが大きな社会問題となっているなか、林冬彦議員によるブログでの書き込みが、市民を中傷した名誉毀損(人権侵害)に当たるとの判決が下されたことは、本市議会も重く受け止めなければならない。

改めて、本市議会として人権侵害を許さないとの立場を明確にするためにも、林冬彦議員に対し、辞職を求めるものである。

以上、決議する。

令和4年9月22日

埼玉県戸田市議会

林冬彦議員に対する問責決議

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和4年9月22日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者	戸田市議会議員	三浦芳一
賛成者	〃	小金澤 優
〃	〃	みうら 伸 雄
〃	〃	佐藤 太 信
〃	〃	宮内 そうこ
〃	〃	竹内 正 明
〃	〃	三輪 なお子
〃	〃	古屋 としみつ
〃	〃	野澤 茂 雅
〃	〃	矢澤 青 河
〃	〃	そごう 拓 也
〃	〃	浅生 和 英
〃	〃	酒井 郁 郎
〃	〃	細田 昌 孝
〃	〃	遠藤 英 樹
〃	〃	榎本 守 明
〃	〃	熊木 照 明

議員提出議案第5号

林冬彦議員に対する問責決議

林冬彦議員においては、平成30年3月の戸田市長選挙を巡り、刑法第230条の名誉毀損罪の容疑で起訴され、令和4年8月に罰金30万円の有罪判決が確定した。

報道によると、林冬彦議員は、知人の話を基に根拠のない記事をブログに掲載し、不特定多数の人が閲覧できる状態にすることで被害者の名誉を傷つけたとのことである。

市民から厳粛なる信託を受け、市民を第一に考え、市政発展のため、全身全霊を注がなければならない議員としての立場であるにも関わらず、一市民の名誉を毀損したことは断じて許されるものではない。

今回の一連の行動は、本市議会の信頼を大きく失墜させ、その品位を著しく傷つけるものである。また、林冬彦議員の犯した行為によって市民と本市議会の信頼関係が損なわれたことは明白である。

その責任は重く、議員の品位と資質に欠けると言わざるを得ない。

よって林冬彦議員に対し、市民の厳粛な信託に応えるため、政治不信を招く行為を厳に戒めるとともに、議員としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和4年9月22日

埼玉県戸田市議会